

○随意契約の公表に関する要領（抜粋）

（平成18年5月31日達第28号）

改正 平成18年6月30日達第35-2号

平成19年5月30日達第16号

平成28年3月31日達第10号

（公表の対象）

第1条 独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人国際観光振興機構会計規程（平成15年規程第10号）第35条の2第3項の規定により締結した随意契約（独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則（平成15年達第22号。以下「細則」という。）第3条第4項によるものを除く。）のうち支出の原因となる契約（以下「公表対象随意契約」という。）については、その相手方等の公表を行うものとする。

（公表の内容）

第2条 前条の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随意契約の物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約の締結日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由
- (5) 予定価格
- (6) 契約金額
- (7) 落札率
- (8) 再就職の役員の数

（公表の時期及び方法）

第3条 公表対象随意契約の公表は、契約の締結月の翌月末までに行うものとする。

2 公表は、機構のホームページに掲載（別紙様式）する方法により、契約の締結日の翌日から起算して一年が経過するまでの間、行うものとする。

（不開示情報の取扱い）

第4条 公表対象随意契約の第2条に規定する事項が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条の不開示情報であるときは、同法第7条の規定を斟酌のうえ、当該不開示情報の取扱いを検討するものとする。